

## 平成28年度NEDO事業者説明会における質疑応答について

当機構では、平成28年1月19日から1月29日までの間に、全国6会場にて平成28年度事業者説明会を開催しました。説明会での主な質疑応答を以下のようにまとめましたので、今後の事務処理等に役立てていただければ幸いです。

### ■制度的な見直し等

#### ○労務費単価一覧表の見直し

問： 労務費単価の見直しは、派遣職員も対象となりますか。

回答： 補助員単価の上限に関しては派遣社員の方も対象となります。研究員登録をされている派遣社員の方は契約額での計上となります。

#### ○時間単価適用者(一般職)における労働時間証明書提出省略について

問： 説明会資料 p.39「4. 検査時に確認する書類」では 労働時間証明書を添付するようにはありますが、制度見直しに伴い来年度からは不要になると考えてよいですか。

回答： 不要となります。ただし従前どおり、管理職、裁量労働制の方が他の NEDO 事業などを兼務して担当している場合は求めることとなります。

#### ○旅費計上の基準日の柔軟運用について

問： 旅費には検収という概念はなじみませんが、社として統一した日(出張の帰着日等)で(検収)計上すればよいのですか。(いままでは精算ごとに計上していました。)

回答： その通りです。

### ■周知事項等

#### <事務処理マニュアルの一部改正について>

#### ○(4) 賞与の取り扱い等の見直し

問： 説明会資料 P.9(4) 賞与の取り扱い等の見直しとありますが、これは労務費を健保等級適用している方は対象外との理解でよいですか。

回答： ご理解の通りです。労務費健保等級非適用者の月額算定についての考え方です。

#### ○(5) 自社装置の修理を認める条件の緩和

問： 自社装置の修理費用計上の基準変更の経済性とはどのような意味になりますか。

回答： 一義的には、新品の購入費用との比較となります。しかし同時に修理後の再度の修理の可能性、メンテナンス費用等との比較も考慮すべきと考えております。

#### ○(7) 大学等に対する間接経費率の上限アップ

問： 大学の間接経費の加算率が10%から15%にアップするようですが、継続案件でも適用可能ですか？また適用可能な場合、委託契約額が増額になるのですか？それとも委託契約額は同じで直接経費から間接経費にその分を流用するのですか。

回答： 継続案件は、制度が変更になったからといって直ちに契約額を変更するものではありません。継続案件においては、間接経費を15%アップする必要性を機構に説明し、機構が、15%アップが必要であること及び予算的に変更が可能であれば、契約変更を行うものです。よって、そのプロジェクトにおいて必要であるか、NEDO 担当部と打合せをして決めることとなります。

問：再委託先の大学にも+15%の加算は適用できるのですか。また継続案件の再委託先の大学にも適用できますか。

回答：再委託先と NEDO 約款に基づく再委託契約をされている場合でしたら、+15%の加算は可能ですが、“できる”規程なので事業者と大学との契約のなかで適用を考えてください。委託元事業者が+15%にする必要性があると判断した場合には適用することとなります。また継続案件の場合は、金額の変更がありますので変更承認が必要です。

## 【平成 27 年度末の事務処理について】

問：当社は、今年が最終年度になっておりますが、予算が余っている状態です。その場合は変更手続きが必要でしょうか。

回答：契約金額の変更は必要ありません。機構が支払う金額の確定（機構では確定減という。）を行います。

問：条件付き採択で単年度契約となっておりますが、期間延長する場合、事務手続は？

回答：継続となれば担当部から指示があるはずです。

問：説明会資料 p.26「ただし、契約最終年度月の費用計上は、支払いベースでの計上とし、契約期間内に支払いを完了してください。」と同じページで太字の「事業の最終年度に発生し、かつ確定した経費の支払期限については、現行どおり委託（助成事業）期間終了日の翌月末日までです。」の記載とではどちらが正しいですか

回答：太字を優先してください。ただし、労務費等の翌月払いにならざるを得ない経費に関しては、翌月に支払われたことを念押しで確認することとなります。

問：助成事業の年度末は支払いベースとなっておりますが、一方、検収ベースでの計上も可能ともあります。機械装置等費だけを検収ベースであげることは可能ですか？

回答：機械装置だけは検収ベース、その他は支払いベースとすることは認められます。担当部に事前に報告を行ってください。

問：委託事業が単年度契約になっていますが、延長（ステージゲート通過予定）をお願いする予定です。延長が認められた場合は、確定検査でなく年度末中間検査に変更になるのでしょうか。

回答：ステージゲートを通過した場合は、制度が変更になりますので今年度は、年度末中間検査を行います。

以上